離　島　等　供　給　約　款

［高圧・特別高圧用］

2026年11月１日 実施

九州電力送配電

2026年10月14日　届　出

離島等供給約款［高圧・特別高圧用］

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ－1

1　適　　用 …… Ⅰ－1

2　離島等供給約款の届出および変更 …… Ⅰ－1

3　定　　義 …… Ⅰ－1

4　単位および端数処理 …… Ⅰ－5

5　実　施　細　目 …… Ⅰ－6

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ－1

6　需給契約の申込み …… Ⅱ－1

7　需給契約の成立および契約期間 …… Ⅱ－3

8　需　要　場　所 …… Ⅱ－3

9　需給契約の単位 …… Ⅱ－3

10　供　給　の　開　始 …… Ⅱ－3

11　供　給　の　単　位 …… Ⅱ－4

12　承　諾　の　限　界 …… Ⅱ－4

13　需給契約書等の作成 …… Ⅱ－4

Ⅲ　契約種別および料金 …… Ⅲ－1

14　契　約　種　別 …… Ⅲ－1

15　業　務　用　電　力 …… Ⅲ－2

16　業務用電力Ⅰ …… Ⅲ－10

17　産　業　用　電　力 …… Ⅲ－14

18　産業用電力Ⅰ …… Ⅲ－22

19　臨　時　電　力 …… Ⅲ－25

20　臨　時　電　力　Ⅰ …… Ⅲ－28

21　かんがい排水用電力 …… Ⅲ - 31
22　自家発補給電力 …… Ⅲ - 34
23　自家発補給電力Ⅰ …… Ⅲ - 46
24　予　備　電　力 …… Ⅲ - 53
25　蓄熱・電化契約 …… Ⅲ - 56

Ⅳ　料金の算定および支払い …… Ⅳ - 1
26　料金の適用開始の時期 …… Ⅳ - 1
27　検　　針　　日 …… Ⅳ - 1
28　料金の算定期間 …… Ⅳ - 2
29　使用電力量等の計量 …… Ⅳ - 3
30　料 金 の 算 定 …… Ⅳ - 6
31　日　割　計　算 …… Ⅳ - 7
32　料金の支払義務および支払期日 …… Ⅳ - 8
33　料金その他の支払方法 …… Ⅳ - 10

Ⅴ　使用および供給 …… Ⅴ - 1
34　適正契約の保持 …… Ⅴ - 1
35　契 約 超 過 金 …… Ⅴ - 1
36　力 率 の 保 持 …… Ⅴ - 1
37　需要場所への立入りによる業務の実施 …… Ⅴ - 2
38　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… Ⅴ - 3
39　供 給 の 停 止 …… Ⅴ - 3
40　供給停止の解除 …… Ⅴ - 6
41　供給停止期間中の料金 …… Ⅴ - 6
42　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… Ⅴ - 6
43　損害賠償の免責 …… Ⅴ - 6
44　設 備 の 賠 償 …… Ⅴ - 7

Ⅵ　契約の変更および終了 …… Ⅵ－1
45　需給契約の変更 …… Ⅵ－1
46　名 義 の 変 更 …… Ⅵ－1
47　需給契約の消滅 …… Ⅵ－1
48　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および
工事費の精算 …… Ⅵ－2
49　解　　約　　等 …… Ⅵ－5
50　需給契約消滅後の債権債務関係 …… Ⅵ－6

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… Ⅶ－1
51　供給方法，工事および施設 …… Ⅶ－1
52　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… Ⅶ－1
53　工事費負担金契約書の作成 …… Ⅶ－2

Ⅷ　保　　安 …… Ⅷ－1
54　保 安 の 責 任 …… Ⅷ－1
55　保安等に対するお客さまの協力 …… Ⅷ－1

附　　則 …… 附則－1
別　　表 …… 別表－1

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

⑴　当社が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款［高圧・特別高圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。

⑵　この離島約款は，別表１（離島）に定める離島に適用いたします。

２　離島等供給約款の届出および変更

⑴　この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

⑵　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［高圧・特別高圧用］によります。

３　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

⑵　特　別　高　圧

標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは 100,000ボルトをいいます。

⑶　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属

装置を含みます。）をいいます。

⑷　小　型　機　器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑸　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑹　付　帯　電　灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

⑺　契 約 負 荷 設 備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑻　契 約 受 電 設 備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。

⑼　契　約　電　力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

⑽　契 約 使 用 期 間

契約上使用できる期間をいいます。

⑾　最大需要電力

需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

⑿　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

⒀　そ　の　他　季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

⒁　休　　日

別表６（休日および休日等）⑴に定める日をいいます。

⒂　平　　日

休日以外の日をいいます。

⒃　ピ　ー　ク　時　間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表６（休日および休日等）⑵に定める日の該当する時間を除きます。

⒄　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表６（休日および休日等）⑵に定める日の該当する時間を除きます。

⒅　夜　間　時　間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

⒆　貿　易　統　計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⒇　スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引

をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。

⑵1　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から１月31日までの期間，２月１日から２月28日までの期間（閏年となる場合は，２月29日までの期間といたします。），３月１日から３月31日までの期間，４月１日から４月30日までの期間，５月１日から５月31日までの期間，６月１日から６月30日までの期間，７月１日から７月31日までの期間，８月１日から８月31日までの期間，９月１日から９月30日までの期間，10月１日から10月31日までの期間，11月１日から11月30日までの期間または12月１日から12月31日までの期間をいいます。

⑵2　離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

⑵3　平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，

毎年１月21日から２月20日までの期間，２月21日から３月20日までの期間，３月21日から４月20日までの期間，４月21日から５月20日までの期間，５月21日から６月20日までの期間，６月21日から７月20日までの期間，７月21日から８月20日までの期間，８月21日から９月20日までの期間，９月21日から10月20日までの期間，10月21日から11月20日までの期間，11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の１月20日までの期間をいいます。

⑵④　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

４　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

⑴　契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イを適用した場合に算定された値または15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イに準じて適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となる場合は，契約電力を１キロワットといたします。

⑶　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑷　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で

四捨五入いたします。

⑸　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５　実　施　細　目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

６　需給契約の申込み

⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，申込みの内容に変更が生じる場合は，原則として，変更前の申込みは取消しがなされたものとし，あらためて当社に申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法ならびに蓄熱調整契約，電化厨房契約，オール電化割引および電化空調割引の適用希望の有無

⑵　⑴により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供す

ること。

ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。

ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

⑶　契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

⑷　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

⑸　お客さまが電気設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続（以下「連系」といいます。）して使用される場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送約款等に定める系統連系技術要件および当社または当該配電事業者の発電設備系統連系サービス要綱を遵守し，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。

⑹　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄

電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

⑴　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

⑵　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電力および臨時電力Ｉの場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電力および臨時電力Ｉの契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

8　需　要　場　所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

9　需給契約の単位

当社は，１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力または産業用電力Ｉのうちの１契約種別と臨時電力もしくは臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力もしくは自家発補給電力Ｉのうちの１契約種別，かんがい排水用電力または予備電力のうちの１または２以上の契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

10　供 給 の 開 始

⑴　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さま

と協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

⑵　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供 給 の 単 位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12　承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，契約超過金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書等の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。

また，当社は，42（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および55（保安等に対するお客さまの協力）⑶に定める事項その他系統運用上必要な事項について，お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14 契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

⑴　業 務 用 電 力

イ　業務用電力Ａ

ロ　業務用季時別電力Ａ

ハ　業務用休日エコノミー電力Ａ

⑵　業 務 用 電 力 Ⅰ

イ　業務用電力Ａ－Ⅰ

ロ　業務用季時別電力Ａ－Ⅰ

ハ　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰ

⑶　産 業 用 電 力

イ　産業用電力Ａ

ロ　産業用季時別電力Ａ

⑷　産 業 用 電 力 Ⅰ

イ　産業用電力Ａ－Ⅰ

ロ　産業用季時別電力Ａ－Ⅰ

⑸　臨　時　電　力

⑹　臨 時 電 力 Ⅰ

⑺　かんがい排水用電力

⑻　自家発補給電力

イ　業務用自家発補給電力

ロ　産業用自家発補給電力

⑼　自家発補給電力Ⅰ

イ　業務用自家発補給電力Ⅰ

ロ　産業用自家発補給電力Ⅰ

⑽　予　備　電　力

15　業務用電力

⑴　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款［低圧用］（以下「離島約款［低圧用］」といいます。）16（従量電灯）⑵ハまたは⑶ニを適用した場合の契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）⑷を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，契約電力（業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰとあわせて契約する場合は，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ⅰの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧

で供給することがあります。

契約電力　2,000キロワット未満	標準電圧　６，０００ボルト
契約電力　2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧　２０，０００ボルト
契約電力　10,000キロワット以上	標準電圧　６０，０００ボルト

⑶　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

㈠　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

ｂ　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された

日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ)　業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ｉと同一計量される場合で，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ｉによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ｉの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ｉのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ｉの供

給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(ｲ)　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，新たに電気の供給を受ける場合等で，需給開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは，需給開始日から１年間に限り，段階的に契約電力を増加できるものといたします。

(ﾛ)　業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ｉと同一計量される場合で，業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ｉによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ｉの供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ｉのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の業務用自家発補給電力または業務用自家発補給電力Ｉの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

(ｲ) 業務用電力Ａ

契約電力1キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭

(ﾛ) 業務用季時別電力Ａ

契約電力1キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭

(ﾊ) 業務用休日エコノミー電力Ａ

契約電力1キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭

ロ 電力量料金

電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

(ｲ) 業務用電力Ａ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１６円９８銭	１６円０５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５２銭	１４円７０銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５２銭	１４円７０銭

(ロ) 業務用季時別電力Ａ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１９円７５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７３銭

ｂ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１７円２８銭	１６円３３銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５６銭	１４円７４銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５６銭	１４円７４銭

c　夜　間　時　間

１キロワット時　に　つ　き	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１５円２０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭

(ﾊ)　業務用休日エコノミー電力Ａ

電力量料金は，その１月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　休　　日

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時　に　つ　き	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２８銭	１３円５９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１３円１１銭	１２円５１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１３円１１銭	１２円５１銭

b　平　　日

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時　に　つ　き	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１８円１０銭	１７円０８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１６円５５銭	１５円６２銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１６円５５銭	１５円６２銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ)　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセント

といたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(6) そ　の　他

イ　業務用休日エコノミー電力Ａの場合，契約期間満了に先だって，原則として業務用休日エコノミー電力Ａ以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　業務用電力Ａから業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ａを適用いたしません。また，業務用季時別電力Ａから業務用電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用季時別電力Ａを適用いたしません。

ハ　業務用休日エコノミー電力Ａまたは業務用電力Ｉの契約種別から業務用電力Ａまたは業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用休日エコノミー電力Ａを適用いたしません。

16　業務用電力Ｉ

(1) 適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受ける需要で，業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，業務用電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

(ｲ) 業務用電力Ａ－Ⅰ

契約電力１キロワットにつき	１，６１７円１９銭

(ﾛ) 業務用季時別電力Ａ－Ⅰ

契約電力１キロワットにつき	１，６１７円１９銭

(ﾊ) 業務用休日エコノミー電力Ａ－Ⅰ

契約電力１キロワットにつき	１，６１７円１９銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

(ｲ) 業務用電力Ａ－Ⅰ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２２円５９銭	２１円１４銭

(ﾛ) 業務用季時別電力Ａ－Ⅰ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピ ー ク 時 間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	２９円２６銭

b　昼　間　時　間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	２５円１６銭	２４円１３銭

c　夜　間　時　間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	１５円２０銭

(ハ)　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉ

電力量料金は，その１月の休日平日別の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　休　　日

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	１６円８６銭	１５円９３銭

b　平　　日

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	２４円９９銭	２３円３３銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

⑷　そ　の　他

イ　契約期間満了に先だって，原則として業務用電力Ｉの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　業務用休日エコノミー電力Ａまたは業務用電力Ｉの契約種別から業務用電力Ａまたは業務用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。また，業務用電力の契約種別から業務用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。

ハ　業務用電力Ｉの各契約種別からその他の業務用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の業務用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。

17　産業用電力

⑴　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］16（従量電灯）⑵ハまたは⑶ニを適用した場合の契約電流（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルト

アンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）⑷を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，契約電力（産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉとあわせて契約する場合は，産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉの契約電力との合計といたします。）に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力　2,000キロワット未満	標準電圧　６，０００ボルト
契約電力　2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧　２０，０００ボルト
契約電力　10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧　６０，０００ボルト
契約電力　50,000キロワット以上	標準電圧　１００，０００ボルト

⑶　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

⑴　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当

社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉと同一計量される場合で，産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉの供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Ｉの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，新たに電気の供給を受ける場合等で，需給開始日からの１年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは，需給開始日から１年間に限り，段階的に契約電力を増加できるものといたします。

(ﾛ) 産業用自家発補給電力と同一計量される場合で，産業用自家発補給電力によって電気を使用されたときは，原則として，その１月の産業用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から産業用自家発補給電力のその１月の最大需要電力を差し引い

た値とその１月の産業用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へに

よって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

⑷　産業用電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭

⑸　産業用季時別電力Ａ

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，３４３円１９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	２，０３３円３１銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

(ｲ) 産業用電力Ａ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１６円５０銭	１５円６１銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１３銭	１４円３４銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１３銭	１４円３４銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１５円１３銭	１４円３４銭

(ﾛ) 産業用季時別電力Ａ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ ピーク時間

１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１９円７５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７３銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１７円７３銭

ｂ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１７円２８銭	１６円３３銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５６銭	１４円７４銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５６銭	１４円７４銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１５円５６銭	１４円７４銭

c　夜間時間

１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１５円２０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１４円２７銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ)　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ)　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(6)　そ　の　他

イ　発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

ロ　産業用電力Ａから産業用季時別電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用電力Ａを適用いたしません。また，産業用季時別電力Ａから産業用電力Ａに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用季時別電力Ａを適用いたしません。

18　産業用電力Ｉ

⑴　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受け，契約電力が500キロワット未満の需要で，産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

⑵　契　約　電　力

契約電力は，産業用電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別

表４（市場価格調整）⑴ロ(ﾛ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

(ｲ)　産業用電力Ａ－Ⅰ

契約電力１キロワットにつき	１，６７２円１９銭

(ﾛ)　産業用季時別電力Ａ－Ⅰ

契約電力１キロワットにつき	１，６７２円１９銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，契約種別により，１月につき次のとおりといたします。

(ｲ)　産業用電力Ａ－Ⅰ

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，

夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	１９円９９銭	１８円７７銭

(ﾛ) 産業用季時別電力Ａ－Ⅰ

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ ピ ー ク 時 間

１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	２６円６７銭

ｂ 昼 間 時 間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２３円１５銭	２１円８８銭

ｃ 夜 間 時 間

１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	１５円２０銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって，原則として産業用電力Ⅰの契約種別以外

の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　最大需要電力が500キロワット以上となる場合の料金は，産業用電力Ａ－Ｉの適用を受ける場合は産業用電力Ａに準じて算定し，産業用季時別電力Ａ－Ｉの適用を受ける場合は産業用季時別電力Ａに準じて算定いたします。この場合，蓄熱調整契約をあわせて契約されるお客さまについては，蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

ハ　産業用電力Ｉの契約種別またはかんがい排水用電力から産業用電力の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。また，産業用電力の契約種別またはかんがい排水用電力から産業用電力Ｉの契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，当該契約種別以外の産業用電力Ｉの契約種別を適用いたしません。

ニ　産業用電力Ａ－Ｉから産業用季時別電力Ａ－Ｉに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用電力Ａ－Ｉを適用いたしません。また，産業用季時別電力Ａ－Ｉから産業用電力Ａ－Ｉに需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用季時別電力Ａ－Ｉを適用いたしません。

19　臨　時　電　力

⑴　適　用　範　囲

契約使用期間が１年未満の需要で，業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

⑵　契　約　電　力

契約電力は，業務用電力または産業用電力の場合に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表８（契約電力の算定方法）によって算定された契約

電力の値といたします。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，業務用電力Ａまたは産業用電力Ａの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，業務用電力Ａまたは産業用電力Ａの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(ｲ)　業務用電力の適用範囲に該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時 に つ き	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１９円１０銭	１７円９８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１７円３８銭	１６円３９銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１７円３８銭	１６円３９銭

(ﾛ)　産業用電力の適用範囲に該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時 に つ き	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１８円５２銭	１７円４５銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１６円９０銭	１５円９６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１６円９０銭	１５円９６銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１６円９０銭	１５円９６銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力または産業用電力に準じて適

用いたします。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。

(ｲ) 負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(4) そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

20　臨 時 電 力 Ⅰ

(1) 適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受け，契約使用期間が１年未満の需要で，業務用電力または産業用電力（契約電力が500キロワット未満の需要に限ります。）の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契　約　電　力

契約電力は，臨時電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，業務用電力Ａ－Ｉまたは産業用電力Ａ－Ｉの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，業務用電力Ａ－Ｉまたは産業用電力Ａ－Ｉの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(ｲ)　業務用電力の適用範囲に該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２５円８３銭	２４円１０銭

(ﾛ)　産業用電力の適用範囲に該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２２円７２銭	２１円２５銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，臨時電力に準ずるものといたします。

(4)　そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力Ｉを適用いたします。

ハ　臨時電力の適用を受けるお客さまは，臨時電力Ｉに需給契約を変更できません。

ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，臨時電力に準ずるものといたします。

21　かんがい排水用電力

⑴　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要で，農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

⑵　契　約　期　間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）⑵にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，⑶に定める契約年度の末日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

⑶　契　約　年　度

契約年度は，毎年１月の検針日から翌年１月の検針日の前日までといたします。

⑷　契　約　電　力

契約電力は，産業用電力に準じて定めます。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表８（契約電力の算定方法）の臨時電力に準じて算定された契約電力の値といたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

㈠　基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まっ

たく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	７９２円１９銭
	標準電圧20,000ボルト以上で供給を受ける場合	６２５円３１銭

(ﾛ) 契約年度における基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の２月分（以下「年間最低保証料金」といいます。）を下回らないものといたします。

なお，契約年度の中途で契約電力を変更される場合の年間最低保証料金は，その契約年度の契約電力の最も大きいものによって算定いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１５円０２銭	１４円２７銭
	標準電圧20,000ボルト以上で供給を受ける場合	１４円６０銭	１３円８３銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。ただし，高圧で電気の供給を受ける需要で，契約電力が500キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。

(ｲ) 負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社と

の協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(6) そ　の　他

イ　契約年度の基本料金の合計が年間最低保証料金を下回ったときに申し受ける料金の支払義務発生日は，当該契約年度の翌年度の１月の検針日といたします。ただし，契約期間満了前に需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。

ロ　その他の事項については，産業用電力に準ずるものといたします。

22　自家発補給電力

(1) 業務用自家発補給電力

イ　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，業務用電力の適用範囲に該当する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，業務用自家発補給電力を契約していただきます。

また，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契　約　電　力

(ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたしま

す。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

a　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定され

た燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

㈠　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，５４７円７９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，２２０円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，２２０円３１銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月

につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	８２４円００銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	６９８円７６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	６９８円７６銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１８円００銭	１６円９８銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１６円４４銭	１５円５２銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１６円４４銭	１５円５２銭

b a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２０円８４銭	１９円５４銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１８円９４銭	１７円８０銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１８円９４銭	１７円８０銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

ニ　業務用自家発補給電力の使用

(イ) お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 常時供給分と業務用自家発補給電力を同一計量する場合で，常時供給分の契約電力が15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは15（業務用電力）(4)ロに準じて決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえないときは，(イ)にかかわらず，業務用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で，業務用自家発補給電力を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(イ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)イに準じて定めるお客さまの場合で，業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)ロに準じて定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなときは，そ

の需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでない場合は，常時供給分と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(ｲ)　使用電力量は，業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，業務用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に，休日平日別に計量している場合の基準の電力は，休日平日別に定めるものといたします。

a　業務用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b　業務用自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給分の平均電力

c　業務用自家発補給電力の使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾛ)　業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

業務用自家発補給電力の使用電力量は，原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　そ　の　他

(イ) 定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。

(ロ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

(2) 産業用自家発補給電力

イ　適　用　範　囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，産業用電力の適用範囲に該当する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，産業用自家発補給電力を契約していただきます。

また，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契　約　電　力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈩によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴

へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２，５４７円７９銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	２，２２０円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	２，２２０円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	２，２２０円３１銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	５９８円５０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	４９３円０６銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	４９３円０６銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	４９３円０６銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	１７円４８銭	１６円５０銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１５円９９銭	１５円１３銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１５円９９銭	１５円１３銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１５円９９銭	１５円１３銭

b　a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	２０円１６銭	１８円９４銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	１８円４０銭	１７円３１銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	１８円４０銭	１７円３１銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	１８円４０銭	１７円３１銭

(ハ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，産業用電力に準ずるものといたします。

ニ　産業用自家発補給電力の使用

(イ)　お客さまが産業用自家発補給電力を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ)　常時供給分と産業用自家発補給電力を同一計量する場合で，常時供給分の契約電力が17（産業用電力）(4)ロによって決定されるお客さまま または17（産業用電力）(4)ロに準じて決定されるお客さまのその１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力をこえな

いときは，(ｲ)にかかわらず，産業用自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で，産業用自家発補給電力を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ)　常時供給分の契約電力を17（産業用電力）(4)イによって定めるお客さままたは17（産業用電力）(4)イに準じて定めるお客さまの場合で，産業用自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ)　常時供給分の契約電力を17（産業用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは17（産業用電力）(4)ロに準じて定めるお客さまの場合で，その１月の30分最大需要電力計の値が常時供給分の契約電力と産業用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が産業用自家発補給電力の超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでない場合は，常時供給分と産業用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(ｲ)　使用電力量は，産業用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に産業用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によっ

て定めておくものとし，産業用自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に定めるものといたします。

a　産業用自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b　産業用自家発補給電力の使用の前３月間における常時供給分の平均電力

c　産業用自家発補給電力の使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾛ)　産業用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，産業用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力の使用電力量といたします。

(ﾊ)　使用電力量の区分

産業用自家発補給電力の使用電力量は，原則として産業用自家発補給電力の最大需要電力に産業用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　そ　の　他

(ｲ)　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およ

び発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。

23 自家発補給電力Ⅰ

(1) 業務用自家発補給電力Ⅰ

イ 適 用 範 囲

業務用自家発補給電力の適用範囲に該当し，高圧で電気の供給を受けて，かつ，業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は，業務用自家発補給電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）(1)ロ(イ)となる場合は，別表４（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）(1)ロ(ロ)とな

る場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	１，７４９円１９銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	５８４円２０銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電

力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２４円１７銭	２２円５９銭

b　a 以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２８円５３銭	２６円５４銭

(ﾊ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。

ニ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(ｲ)　使用電力量は，業務用自家発補給電力Ｉの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に業務用自家発補給電力Ｉの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，業務用自家発補給電力Ｉの使用のつど選択することはできません。

また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に，休日平日別に計量している場合の基準の電力は，休日平日別に定めるものといたします。

a　業務用自家発補給電力Ｉの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b　業務用自家発補給電力Ⅰの使用の前３月間における常時供給分の平均電力

c　業務用自家発補給電力Ⅰの使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾛ)　業務用自家発補給電力Ⅰの継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，業務用自家発補給電力Ⅰの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量といたします。

(ﾊ)　使用電力量の区分

業務用自家発補給電力Ⅰの使用電力量は，原則として業務用自家発補給電力Ⅰの最大需要電力に業務用自家発補給電力Ⅰの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ホ　そ　の　他

(ｲ)　定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。

(ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾊ)　業務用自家発補給電力Ⅰから業務用自家発補給電力に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用自家発補給電力Ⅰを適用いたしません。

(ﾆ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。

(2)　産業用自家発補給電力Ⅰ

イ　適　用　範　囲

産業用自家発補給電力の適用範囲に該当し，高圧で電気の供給を受けて，契約電力が500キロワット未満，かつ，産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ　契　約　電　力

契約電力は，産業用自家発補給電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈹によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島

ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	１，８０９円６９銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

契約電力１キロワットにつき	４５１円１０銭

なお，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

(ﾛ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２１円３２銭	１９円９９銭

b　a 以外の場合

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	２４円９５銭	２３円３０銭

(ハ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，産業用自家発補給電力に準ずるものといたします。

ニ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(イ)　使用電力量は，産業用自家発補給電力Ｉの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に産業用自家発補給電力Ｉの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，産業用自家発補給電力Ｉの使用のつど選択することはできません。

また，常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は，各時間帯別に定めるものといたします。

a　産業用自家発補給電力Ｉの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b　産業用自家発補給電力Ｉの使用の前３月間における常時供給分の平均電力

c　産業用自家発補給電力Ｉの使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ロ)　産業用自家発補給電力Ｉの継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力Ｉの使用電力量を算定することが不適当と認められる

場合は，産業用自家発補給電力Ｉの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力Ｉの使用電力量といたします。

(ﾊ) 使用電力量の区分

産業用自家発補給電力Ｉの使用電力量は，原則として産業用自家発補給電力Ｉの最大需要電力に産業用自家発補給電力Ｉの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ホ　そ　の　他

(ｲ) 定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾊ) 産業用自家発補給電力Ｉから産業用自家発補給電力に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，産業用自家発補給電力Ｉを適用いたしません。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用自家発補給電力に準ずるものといたします。

24　予　備　電　力

(1) 適　用　範　囲

業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力または産業用電力Ｉのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いた

します。

イ　予　　備　　線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ　予　備　電　源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

⑵　契　約　電　力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があって，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は，予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算

定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ(ﾛ)となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。ただし，特別高圧で常時供給を受け，かつ，高圧で予備電力の供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。

		予　備　線	予 備 電 源
契 約 電 力 １キロワットに つ き	高圧で常時供給を受ける場合	１４２円９２銭	１７８円４６銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	７５円４２銭	１１９円８６銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセン

トといたします。）で修正したものといたします。

なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

⑷　そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

25　蓄熱・電化契約

⑴　蓄熱調整契約

イ　適　用　範　囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により，ロに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

ロ　時間帯区分

時間帯区分は，３（定義）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ)　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

(ﾛ)　夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

ハ　料　　金

各月の料金は，業務用電力の契約種別，業務用電力Ｉの契約種別，産業用電力の契約種別または産業用電力Ｉの契約種別によって料金として算定された金額から(ｲ)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(ｲ) 蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

a　業務用電力Ａとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用電力Ａの夏季料金またはその他季料金} - \text{(ﾊ)の蓄熱単価}\right)$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

b　業務用季時別電力Ａとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用季時別電力Ａの夜間時間における電力量料金} - \text{(ﾊ)の蓄熱単価}\right)$$

c　業務用休日エコノミー電力Ａとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用休日ｴｺﾉﾐｰ電力Ａの夏季もしくはその他季休日料金または夏季もしくはその他季平日料金} - \text{(ﾊ)の蓄熱単価}\right)$$

この場合，夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を，夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を，その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を，その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は，その１月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえ

た値といたします。また，その１月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の休日および平日の蓄熱電力量は，その１月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。

d　業務用電力Ａ－Ｉとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用電力Ａ－Ｉの夏季料金またはその他季料金} - \text{(ハ)の蓄熱単価}\right)$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａ－Ｉの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力Ａ－Ｉのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

e　業務用季時別電力Ａ－Ｉとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用季時別電力Ａ－Ｉの夜間時間における電力量料金} - \text{(ハ)の蓄熱単価}\right)$$

f　業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{業務用休日ｴｺﾉﾐｰ電力Ａ－Ｉの夏季もしくはその他季休日料金または夏季もしくはその他季平日料金} - \text{(ハ)の蓄熱単価}\right)$$

この場合，夏季休日の蓄熱電力量には夏季休日料金を，夏季平日の蓄熱電力量には夏季平日料金を，その他季休日の蓄熱電力量にはその他季休日料金を，その他季平日の蓄熱電力量にはその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は，その１月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また，その１月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には，その１月の休日および平日の蓄熱電力量は，その１月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。

g　産業用電力Ａとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{産業用電力Ａの夏季料金またはその他季料金} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

h　産業用季時別電力Ａとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{産業用季時別電力Ａの夜間時間における電力量料金} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

i　産業用電力Ａ－Ｉとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{産業用電力Ａ－Ｉの夏季料金またはその他季料金} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａ－Ｉの夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には，産業用電力Ａ－Ｉのその他季料金をそれぞれ適用いたします。

j　産業用季時別電力Ａ－Ｉとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{産業用季時別電力Ａ－Ｉの夜間時間における電力量料金} - \text{(ハ)の蓄熱単価} \right)$$

(ロ)　蓄熱電力量

蓄熱電力量は，別表10（蓄熱電力量協定基準）に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ)　蓄熱単価

蓄熱単価は，次のとおりといたします。

蓄熱電力量１キロワット時につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１３円４３銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	１２円８１銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	１２円８１銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	１２円８１銭

ニ　自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

(イ)　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の料金は，(ロ)によるものといたします。

a　別表11（調整期間および調整時間）(2)に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

b　蓄熱ピーク調整は，あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

(ロ)　蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は，ハによって算定された金額からａによって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

a　蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，１月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし，その１月の蓄熱電力量等から，蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引をいたしません。

蓄熱ピーク調整割引額＝ｂの契約調整電力×調整時間×ｃの割引単価

b　契約調整電力

契約調整電力は，調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし，停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

c　割引単価

割引単価は，１月につき次のとおりといたします。

契約調整電力 １キロワット １時間につき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１,０６７円００銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	１,０１２円００銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	１,０１２円００銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	１,０１２円００銭

ホ　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

(イ)　空調システム，給湯および暖房等の蓄熱運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生するお客さまが適用を希望される場合の各月の料金は，ハによって算定された金額から(ロ)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(ロ)　蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

ただし，まったく電気を使用しない場合の(ニ)の割引単価は，半額といたします。

蓄熱ピークシフト割引額＝(ハ)の蓄熱ピークシフト電力×(ニ)の割引単価

(ハ)　蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，次のとおり定めるものといたします。

ａ　契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

蓄熱ピークシフト電力は，１年を通じての夜間時間の最大需要電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値

といたします。ただし，この場合の蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の容量（キロワット）を上回らないものといたします。

b　契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力は，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ニ)　割　引　単　価

割引単価は，１月につき次のとおりといたします。

a　業務用電力の契約種別および産業用電力の契約種別の場合

蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき	標準電圧　6,000ボルトで供給を受ける場合	１，９９１円７１銭
	標準電圧　20,000ボルトで供給を受ける場合	１，７２８円３１銭
	標準電圧　60,000ボルトで供給を受ける場合	１，７２８円３１銭
	標準電圧　100,000ボルトで供給を受ける場合	１，７２８円３１銭

b　業務用電力Ｉの契約種別の場合

蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき	１，３７４円６１銭

c　産業用電力Ｉの契約種別の場合

蓄熱ピークシフト電力１キロワットにつき	１，４２１円３６銭

(ﾎ)　当社または当該配電事業者は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，原則としてそれぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。

(ﾍ)　１年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお，それが本取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものを料金として算定いたします。

ヘ　そ　の　他

(ｲ)　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

(ﾛ)　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

(2)　電化厨房契約

イ　適　用　範　囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要で，かつ，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

(ｲ)　別表12（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用する需要であること。

(ﾛ) 電化厨房機器の総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。

ロ 料　　金

各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から(ｲ)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(ｲ) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は，その１月の電化厨房電力量により，次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額＝(ﾛ)の電化厨房電力量×(ﾊ)の割引単価

(ﾛ) 電化厨房電力量

電化厨房電力量は，別表13（電化厨房電力量協定基準）に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ﾊ) 割　引　単　価

割引単価は，次のとおりといたします。

電化厨房電力量１キロワット時につき	３円３０銭

ハ そ　の　他

(ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

(ﾛ) お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

(3) オール電化割引

イ 適　用　範　囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要（以下「オール電化需要」といいます。）で，かつ，この割引の適用を希望される場合に適用いたします。

(ｲ) 需要場所における給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等に要するすべての熱源を電気によりまかなう需要であること。

(ﾛ) 電化厨房機器を使用し，その総容量（出力）が原則として20キロワット以上であること。

ロ 料　　金

各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から(ｲ)によって算定された金額（以下「オール電化割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(ｲ) オール電化割引額

オール電化割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

ただし，次により算定された金額が(ﾆ)に定めるオール電化割引上限額を上回る場合のオール電化割引額は，(ﾆ)に定めるオール電化割引上限額といたします。

オール電化割引額＝(ﾛ)のオール電化割引対象額
×(ﾊ)のオール電化割引率

(ﾛ) オール電化割引対象額

オール電化割引対象額は，各契約種別によって料金として算定された金額から，当該契約種別によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものといたします。

(ﾊ) オール電化割引率

オール電化割引率は，５パーセントといたします。

(ﾆ) オール電化割引上限額

オール電化割引上限額は，１月につき次のとおりといたします。

１ 契 約 に つ き	５５０，０００円００銭

ハ そ　の　他

(ｲ) 当社は，オール電化需要であることを確認するために，必要に応

じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

(ﾛ) この割引は，お客さまの申し出にもとづいて当社がオール電化需要であることを確認し，この割引の契約が成立した日以降適用いたします。

(ﾊ) お客さまが，給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾆ) 当社は，31（日割計算）に準じてオール電化割引対象額およびオール電化割引上限額の日割計算をいたします。

(4) 電化空調割引

イ 適用範囲

業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要で，かつ，この割引の適用を希望される場合に適用いたします。

(ｲ) (1)の適用を受ける需要であること。

(ﾛ) 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システムを使用すること。

なお，この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は，交流３相３線式または交流３相４線式とし，定格電圧は200ボルト以上といたします。

ロ 時間帯区分

時間帯区分は，３（定義）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) ピーク時間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。

(ﾛ) オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

ハ 料金

各月の料金は，各契約種別によって料金として算定された金額から㈠によって算定された金額（以下「電化空調割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

㈠　電化空調割引額

電化空調割引額は，その１月の電化空調電力量により，次のとおり算定いたします。

電化空調割引額＝㈡の電化空調電力量×㈢の割引単価

㈡　電化空調電力量

電化空調電力量は，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，各月における電化空調電力量は，㈥に定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。

㈥　電化空調上限電力量

各月の電化空調上限電力量は，⑴ハ㈡に定めるその１月の蓄熱電力量（以下「蓄熱電力量」といいます。）に３を乗じてえた値といたします。ただし，蓄熱電力量に蓄熱式空調機器とそれ以外の機器の使用電力量がともに含まれる場合の各月の電化空調上限電力量は，蓄熱電力量に３を乗じてえた値と蓄熱式空調機器の使用電力量の上限値（お客さまと当社との協議によりあらかじめ定めます。）に３を乗じてえた値のいずれか小さい値といたします。

㈢　割　引　単　価

割引単価は，次のとおりといたします。

電化空調電力量１キロワット時につき	３円３０銭

ニ　そ　の　他

㈠　当社は，必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。

㈡　お客さまが，電気空調システムの内容の変更等をされる場合は，

あらかじめ申し出ていただきます。

(ハ) 当社は，この割引の適用を開始し，またはこの割引の契約が消滅した場合は，電化空調上限電力量の日割計算を行ないます。

Ⅳ　料金の算定および支払い

26　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日（あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，需給契約書に記載された需給開始日といたします。）から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについて，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は，あらためて需給開始日をお客さまと当社との協議によって定めます。

27　検　針　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

⑵　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

⑶　当社または当該配電事業者は，やむをえない事情のある場合には，⑴にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

⑷　当社または当該配電事業者は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

⑸　⑶の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

⑹　⑷イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

⑺　⑷ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

28　料金の算定期間

⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また，15（業務用電力）⑷もしくは17（産業用電力）⑷に定める契約電力決定方法または15（業務用電力）⑷もしくは17（産業用電力）⑷に準じて定める契約電力決定方法が変更される場合は，需給契約の開始もしくは消滅に準じます。この場合，変更日を開始日もしくは消滅日とみなします。

⑵　記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，⑴にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始

日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。また，15（業務用電力）⑷もしくは17（産業用電力）⑷に定める契約電力決定方法または15（業務用電力）⑷もしくは17（産業用電力）⑷に準じて定める契約電力決定方法が変更される場合は，需給契約の開始もしくは消滅に準じます。この場合，変更日を開始日もしくは消滅日とみなします。

29　使用電力量等の計量

⑴　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに⑻および⑿の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

イ　27（検針日）⑵の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　27（検針日）⑸の場合の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，原則として，前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で

除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　27（検針日）⑹の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ニ　27（検針日）⑺の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

⑵　業務用季時別電力Ａ，業務用季時別電力Ａ－Ｉ，産業用季時別電力Ａおよび産業用季時別電力Ａ－Ｉの使用電力量は，原則として各時間帯別に，業務用休日エコノミー電力Ａおよび業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉの使用電力量は，原則として休日平日別に計量を行ないます。

⑶　料金の算定期間における最大需要電力の計量は，⑾および⑿の場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分

最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

⑷　計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。

⑸　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

⑹　使用電力量または最大需要電力は，⑸にかかわらず，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。

⑺　当社は，検針の結果を当社の定める方法により，すみやかにお客さまにお知らせいたします。

⑻　当社は，料金の算定期間内であっても，当社が必要と認める場合は，計量値の確認をすることがあります。この場合の計量は，原則として，計量値を確認する日（以下「確認日」といいます。）における電力量計の読みにもとづき，⑴に準じて確認日の前後の使用電力量を算定し，その合計値を料金の算定期間における使用電力量といたします。

⑼　業務用電力Ａ，業務用電力Ａ－Ｉ，産業用電力Ａ，産業用電力Ａ－Ｉまたはかんがい排水用電力の料金の算定期間に夏季およびその他季がと

もに含まれる場合で，⑻により計量値を７月１日または10月１日に確認するときは，夏季およびその他季の使用電力量は，その値によります。

⑽　業務用電力Ａ，業務用電力Ａ－Ｉ，産業用電力Ａ，産業用電力Ａ－Ｉまたはかんがい排水用電力の料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（⑼の場合を除きます。）には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

なお，⑻により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（⑼の場合を除きます。）は，確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と，夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を，夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。

⑾　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における最大需要電力は，⑿の場合を除き，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに⑶に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

⑿　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

30　料 金 の 算 定

⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約電力，供給電圧，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　28（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ニ　28（料金の算定期間）⑵の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

31　日　割　計　算

⑴　当社は，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表９（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表９（日割計算の基本算式）⑴ロにより算定いたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表９（日割計算の基本算式）⑴ハにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

⑵　30（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，30（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑶　力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表９（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

⑷　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

32　料金の支払義務および支払期日

⑴　お客さまの料金の支払義務は，次の場合を除き，検針日に発生いたします。

イ　27（検針日）⑹の場合の料金または29（使用電力量等の計量）⑴イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，29（使用電力量等の計量）⑿の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生いたします。

ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日に発生いたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日に発生いたします。

⑵　お客さまの料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

イ　お客さまが，振り出し，もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合

ロ　お客さまが，破産，再生，会社更生，特別清算もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受け，または自ら申立てを行なった場合

ハ　お客さまが，強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ　お客さまが，公租公課の滞納処分を受けた場合

⑶　お客さまが⑵イからニまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおりといたします。

イ　お客さまが⑵イからニまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については，お客さまが⑵イからニまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，お客さまが⑵イからニまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　お客さまが⑵イからニまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，⑵イからニまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は，

支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。

⑷　お客さまが⑵イからニまでに該当する事由を解消された場合には，当社に申し出ていただきます。この場合，その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については，お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

33　料金その他の支払方法

⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等により支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

この場合，料金の口座振替日は32（料金の支払義務および支払期日）⑵にかかわらず，当社の指定した日といたします。

ただし，32（料金の支払義務および支払期日）⑵イからニまでに該当する場合，この支払方法は適用いたしません。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

⑵　お客さまが料金を⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，⑴ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。

⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人

（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

⑷　料金が支払期日までに支払われない場合は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

⑸　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑹　27（検針日）⑹の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

34　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

35　契 約 超 過 金

⑴　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

⑵　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

36　力 率 の 保 持

⑴　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進相用コンデンサの開放により，進み力率とな

ないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

⑵　当社または当該配電事業者は，技術上必要がある場合には，お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

37　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑴　需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

⑵　55（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

⑶　不正な電気の使用の防止等に必要な，お客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

⑷　計量器の検針または計量値の確認

⑸　39（供給の停止），47（需給契約の消滅）または49（解約等）により必要な処置

⑹　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

38　電気の使用にともなうお客さまの協力

⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

⑵　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に連系して使用される場合は，⑴に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

39　供 給 の 停 止

⑴　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止

することがあります。

⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，特別の事情がある場合を除き，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合（ただし，32〔料金の支払義務および支払期日〕⑵イからニまでに該当するときは，お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合といたします。）

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　料金以外の債務を支払われない場合

ニ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　かんがい排水用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ　かんがい排水用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

⑷　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ　産業用電力，産業用電力Ｉ，かんがい排水用電力，産業用自家発補給電力もしくは産業用自家発補給電力Ｉの場合または臨時電力，臨時電力Ｉもしくは予備電力で産業用電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ホ　37（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　38（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

⑸　お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で，当社がその改善を求めても，34（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

⑹　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

⑺　⑴から⑹によって供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給を停止するために適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。

⑻　⑵の予告ならびに⑶および⑷の警告は，需要場所もしくはお客さまがあらかじめ指定した郵送場所（以下「需要場所等」といいます。）に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。

⑼　⑸および⑹の場合，当社は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により，その旨をお客さまにお知らせいたします。

⑽　お客さまが正当な理由なく⑵の予告，⑶および⑷の警告ならびに⑼のお知らせを受け取られない場合，当社は，あらためて⑻または⑼の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に⑵の予告，⑶および⑷の警告ならびに⑼のお知らせをしたものとみなします。

40　供給停止の解除

39（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

41　供給停止期間中の料金

39（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。

42　供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

なお，当社は，この場合の料金の減額は行ないません。

43　損害賠償の免責

⑴　10（供給の開始）⑴によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償

の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

⑵　42（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

⑶　お客さまが６（需給契約の申込み）⑸による措置を講じなかったことによって生じた損害については，当社は，その賠償の責めを負いません。

⑷　39（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑸　当社は，その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

44　設 備 の 賠 償

⑴　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

　　修　理　費

ロ　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

⑵　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

45　需給契約の変更

⑴　お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

⑵　お客さまからの申込みがあり，かつ，当社が，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額等をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには，当社は，原則として，当該申込みの承諾を取り消します。この場合，当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。

46　名 義 の 変 更

合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合で，当社が承諾したときには，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

47　需給契約の消滅

⑴　需給契約は，次の場合を除き，契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。

なお，この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といた

します。

イ　お客さまが，契約期間満了前にこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，次の場合を除き，廃止期日に需給契約は消滅するものといたします。この場合には，あらかじめその廃止期日を定めて，当社へ文書により通知していただき，当社または当該配電事業者は，原則としてその廃止期日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(イ)　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

(ロ)　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ロ　49（解約等）によって，当社が需給契約を解約した場合は，解約日に需給契約は消滅するものといたします。

(2)　当社または当該配電事業者は，原則として契約期間満了の日の翌日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力していただきます。

48　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1)　次の場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき臨時電力（業務用電力Ｉまたは産業用電力Ｉの場合は，臨時電力Ｉといたします。ただし，産業用電力Ｉの場合で，18〔産業用電力Ｉ〕⑷ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と，既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの使用電力量（業務用季時別電力Ａ，業務用季時別電力Ａ－Ｉ，産業用季時別電力Ａおよび産業用季時別電力Ａ－Ｉの場合は，各時間帯別の使用電力量とし，業務用休日エコノミー電力Ａおよび業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉの場合は，休日平日別の使用電力量といたします。）は，契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社は，お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備（当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分を除きます。）について，次の金額を精算いたします。

⑷　当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

⑸　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ロ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の料金について，さかのぼって，減少契約電力分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，増加契約電力分といたします。）につき臨時電力（業務用電力Ｉまたは産業用電力Ｉの場合は，臨時電力Ｉといたします。ただし，産業用電力Ｉの場合で，18

〔産業用電力Ｉ〕⑷ロの適用を受ける期間は臨時電力といたします。）として算定した料金と，既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，この場合には，それぞれの使用電力量（業務用季時別電力Ａ，業務用季時別電力Ａ－Ｉ，産業用季時別電力Ａおよび産業用季時別電力Ａ－Ｉの場合は，各時間帯別の使用電力量とし，業務用休日エコノミー電力Ａおよび業務用休日エコノミー電力Ａ－Ｉの場合は，休日平日別の使用電力量といたします。）は，契約電力の減少分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，増加契約電力分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。

また，当社または当該配電事業者の供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で，減少契約電力が増加契約電力を上回るときは，契約電力の増加に見合う部分といたします。）について，次の金額を精算いたします。

㈠　当社の託送約款等に定めるところにより算定した工事費負担金および臨時工事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

㈡　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ハ　15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イによって契約電力を定めるお客さままたは15（業務用電力）⑷イもしくは17（産業用電力）⑷イに準じて契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで需給契約を消滅させ，または15（業務用電力）⑷イ㈠ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ㈠ｃにより契約電力を減少しようとされる場合または15（業務用電力）⑷イ㈠ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ㈠ｃに準じて契約電力を減少しようとされる場合は，イまたはロに準

ずるものといたします。この場合，イまたはロにいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，15（業務用電力）⑷イ(ｲ)ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ(ｲ)ｃにより契約電力を減少しようとされる日または15（業務用電力）⑷イ(ｲ)ｃもしくは17（産業用電力）⑷イ(ｲ)ｃに準じて契約電力を減少しようとされる日といたします。

⑵　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分の工事費については，⑴にかかわらず精算いたしません。

なお，需給契約の消滅の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に⑴に準じて工事費の精算を行ないます。

⑶　非常変災等やむをえない理由による場合は，⑴にかかわらず精算いたしません。

49　解　　約　　等

⑴　39（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

⑵　お客さまが，47（需給契約の消滅）⑴イによる通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

⑶　⑴のお知らせは，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的

方法により行ないます。

⑷　お客さまが正当な理由なく⑴のお知らせを受け取られない場合，当社は，あらためて⑶の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後に⑴のお知らせをしたものとみなします。

50　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

51　供給方法，工事および施設

⑴　電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

⑵　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

⑶　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，⑶にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

52　工事費負担金等の申受けおよび精算

⑴　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

　なお，特別高圧で電気の供給を受ける場合は，原則として，当該供給に係る申込みを当社が承諾した日から３月以内に工事費負担金をお客さまから申し受けます。

⑵　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

⑶　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは

変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，⑴，⑵および⑶にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

　なお，特別高圧で電気の供給を受ける場合の工事費負担金の支払いに関する期日は，当該配電事業者の託送約款等に定めるところによります。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

53　工事費負担金契約書の作成

当社は，お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事費負担金契約書を作成いたします。

なお，工事費負担金契約の締結は，工事着手前に行ないます。

Ⅷ　保　　安

54　保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

55　保安等に対するお客さまの協力

⑴　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要が

あるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

⑶　当社または当該配電事業者は，必要に応じて，供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附　　則

附　　則

１　この離島約款の実施期日

この離島約款は，2026年11月１日から実施いたします。

２　供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については，当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合，料金その他の供給条件は，高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

３　負荷率別契約のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受ける需要で，業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

⑵　需給契約の単位

当社は，１需要場所において，負荷率別契約と次の１または２以上の契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。

臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，深夜電力または第２深夜電力のうちの１契約種別，自家発補給電力のうちの１契約種別，か

んがい排水用電力，予備電力

⑶　契　約　電　力

契約電力は，業務用電力または産業用電力に準じて定めます。

⑷　算定対象基準電力

算定対象基準電力は，⑶によって定めた値といたします。ただし，自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の算定対象基準電力は，⑶で定める契約電力に22（自家発補給電力）⑴ロまたは⑵ロによって定めた契約電力を加えたものといたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料

価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，３４３円１９銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量をその１月の算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合および30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニにより日割りとなる場合の料金適用上の電力量区分については，⑽のとおりといたします。

算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数	１キロワット時につき	
	夏季料金	その他季料金
最初の100時間まで	１７円５２銭	１６円５３銭
100時間をこえ200時間まで	１６円４０銭	１５円５１銭
200時間をこえ300時間まで	１５円６７銭	１４円８６銭
300時間をこえ400時間まで	１５円２８銭	１４円５０銭
400時間をこえる部分	１５円１５銭	１４円３８銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

⑹　契約超過金

契約超過金は，35（契約超過金）にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増したものの３倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

ロ　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお，契約超過金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

また，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑺　蓄熱調整契約

イ　料　　金

各月の料金は，⑸によって料金として算定された金額から㈠によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

㈠　蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その１月の蓄熱電力量} \times \left(\text{㈩の夏季またはその他季の電力量料金単価} - \text{㈺の蓄熱単価} \right)$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，㈩の夏季の電力量料金単価を，その他季の蓄熱電力量には，㈩のその他季の電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。

㈺　蓄熱単価

蓄熱単価は，25（蓄熱・電化契約）⑴ハ㈩に定める単価といたします。

㈩　電力量料金単価

電力量料金単価は，その１月の使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。）について，⑸ロにより算定された電力量料金（燃料費調整額を含まないものといたします。）をその１月の使用電力量で除してえた値といたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，電力量料金単価は，夏季およびその他季ごとにそれぞれ算定いたします。

また，電力量料金単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点

以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いにおける割引単価

割引単価は，25（蓄熱・電化契約）⑴ホ(ニ)ａに定める単価といたします。

⑻　使用電力量等の計量

イ　料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で，29（使用電力量等の計量）⑻により計量値を７月１日または10月１日に確認するときは，夏季およびその他季の使用電力量は，その値によります。

ロ　料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（イの場合を除きます。）には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

なお，29（使用電力量等の計量）⑻により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（イの場合を除きます。）は，確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と，夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を，夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。

⑼　供 給 の 停 止

イ　お客さまが産業用電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用され，かつ，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，39（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。

ロ　イの警告は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方

法により行ないます。

ハ　お客さまが正当な理由なくイの警告を受け取られない場合，当社は，あらためてロの書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後にイの警告をしたものとみなします。

⑽　日割計算の基本算式

料金適用上の電力量区分は，次のとおりといたします。

なお，日割計算対象日数は，電力量区分を区分すべき期間の日数といたします。

イ　電 力 量 区 分

１段料金適用電力量＝Ａ

$$A = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 100\text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，１段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が最初の100時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

２段料金適用電力量＝Ｂ－Ａ

$$B = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 200\text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，２段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が100時間をこえ200時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

３段料金適用電力量＝Ｃ－Ｂ

$$C = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 300\text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，３段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が200時間をこえ300時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

４段料金適用電力量＝Ｄ－Ｃ

$$D = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 400\text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，４段料金適用電力量とは，算定対象基準電力１キロワット当たりの使用時間数が300時間をこえ400時間までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ　端　数　処　理

イによって算定された１段料金適用電力量，２段料金適用電力量，３段料金適用電力量および４段料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑾　そ　の　他

イ　契約期間満了に先だって，原則として負荷率別契約以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　⑷で定める算定対象基準電力に変更があった場合は，30（料金の算定）⑴ロの契約電力の変更に準ずるものといたします。

ハ　業務用自家発補給電力Ｉまたは産業用自家発補給電力Ｉとあわせて，負荷率別契約の適用を受けることはできません。

ニ　その他の事項については，業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

４　深夜電力のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受ける需要で，毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

⑵　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。

イ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力，産業用電力Ｉまたは負荷率別契約のうちの１契約種別と深夜電力とをあわせて契約する場合

ロ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力または産業用電力Ｉのうちの１契約種別，深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力または自家発補給電力Ｉのうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力

ハ　１需要場所において，負荷率別契約，深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力のうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力

⑶　契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。

なお，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。

⑴　契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表８（契約電力の算定方法）⑴に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

(ﾛ) 契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表８（契約電力の算定方法）⑵に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

ただし，電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は，次のａによってえた値について別表８（契約電力の算定方法）⑵に準じて算定してえた値とｂによってえた値との合計といたします。

ａ　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

ｂ　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑷ 供　給　条　件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ハ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付け

る適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ニ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ホ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調

整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１９４円６７銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	１４円７６銭

⑹　供 給 の 停 止

イ　お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，39（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。

ロ　お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，39（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。

ハ　イおよびロの警告は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。

ニ　お客さまが正当な理由なくイおよびロの警告を受け取られない場合，当社は，あらためてハの書面の発送を書留郵便により行ないます。こ

の場合，書面を発送した日から２日後にイおよびロの警告をしたものとみなします。

⑺　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算

当社は，48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴にかかわらず，48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴イまたはロの場合には，需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。

⑻　そ　の　他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。

５　第２深夜電力のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴　適　用　範　囲

高圧で電気の供給を受ける需要で，毎日午後10時から翌日の午前８時までの時間を限り動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

⑵　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について，１需給契約を結びます。

イ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力，産業用電力Ｉまたは負荷率別契約のうちの１契約種別と第２深夜電力とをあわせて契約する場合

ロ　１需要場所において，業務用電力，業務用電力Ｉ，産業用電力また

は産業用電力Ｉのうちの１契約種別，第２深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力または自家発補給電力Ｉのうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力

ハ　１需要場所において，負荷率別契約，第２深夜電力と次の１以上の契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力または臨時電力Ｉのうちの１契約種別，自家発補給電力のうちの１契約種別，かんがい排水用電力，予備電力

⑶　契　約　電　力

契約電力は，深夜電力に準じて定めます。

⑷　供　給　条　件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，⑴の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ハ　契約使用時間以外の時間は，当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ニ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合，当社または当該配電事業者は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ホ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。

⑸　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）⑴ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈠となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（市場価格調整）⑴イによって算定された平均市場価格が別表４（市場価格調整）⑴ロ㈡となる場合は，別表４（市場価格調整）⑴ニによって算定された市場価格調整額を加えたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表５（離島ユニバーサルサービス調整）⑴へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２４４円１７銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	１６円０８銭

⑹　供給の停止

イ　お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用され，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて，39（供給の停止）⑶に準じて電気の供給を停止することがあります。

ロ　お客さまが付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合で，当社がその旨を警告しても改めないときには，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて，39（供給の停止）⑷に準じて電気の供給を停止することがあります。

ハ　イおよびロの警告は，需要場所等に宛てた書面の発送，電話または電磁的方法により行ないます。

ニ　お客さまが正当な理由なくイおよびロの警告を受け取られない場合，当社は，あらためてハの書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合，書面を発送した日から２日後にイおよびロの警告をしたものとみなします。

⑺　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算

当社は，48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴にかかわらず，48（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）⑴イまたはロの場合には，需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。

⑻　その他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，産業用電力に準ずるものといたします。

６　蓄熱・電化契約に係る電力量の計量についての特別措置

⑴　蓄熱電力量に関する特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（蓄熱・電化契約に係る電力量の計量についての特別措置）⑴の適用を受けている場合の蓄熱電力量は，25（蓄熱・電化契約）⑴ハ㈺にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　蓄 熱 電 力 量

蓄熱電力量は，ロにより計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ロ　夜間使用電力量の計量

㈠　当社または当該配電事業者は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

㈡　夜間使用電力量の計量は，29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

㈢　夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

ハ　控 除 電 力 量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたしま

す。この場合，控除率は，次に定める標準控除率の値または蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

用　途	業　　種	標　準　控　除　率
空調	旅　館　・　ホ　テ　ル	２０パーセント
	病　　院	１０パーセント
	コンピュータセンター	２０パーセント
	放　　送　　局	３０パーセント
給湯	旅　館　・　ホ　テ　ル	３０パーセント
	寮	１０パーセント

ニ　単位および端数処理

(ｲ)　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ)　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

(2)　電化厨房電力量を計量する場合の特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（蓄熱・電化契約に係る電力量の計量についての特別措置）(2)の適用を受けている場合の電化厨房電力量は，25（蓄熱・電化契約）(2)ロ(ﾛ)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　電化厨房電力量

電化厨房電力量は，ロにより計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

ロ　電化厨房電力量の計量

(ｲ)　当社または当該配電事業者は，電化厨房機器の使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお，この場合，専用の電路を施設し，原則として直接電化厨房機器に接続していただきます。

(ﾛ) 電化厨房電力量の計量は，29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

(ﾊ) 電化厨房電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

(3) 電化空調電力量を計量する場合の特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（蓄熱・電化契約に係る電力量の計量についての特別措置）(3)の適用を受けている場合の電化空調電力量は，25（蓄熱・電化契約）(4)ハ(ﾛ)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ 電化空調電力量

電化空調電力量は，ロにより計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお，各月における電化空調電力量は，25（蓄熱・電化契約）(4)ハ(ﾊ)に定める電化空調上限電力量を上回らないものといたします。

ロ 電化空調電力量の計量

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，非蓄熱式電気空調機器は，専用の回路で施設していただきます。

(ﾛ) 電化空調電力量の計量は，29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

(ﾊ) 電化空調電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

7　災害救助法が適用された場合等の特別措置

この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

⑴　災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，32（料金の支払義務および支払期日）⑵および⑶にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

⑵　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割 引 の 対 象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，30（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニの場合は，まったく電気を使用しない日に

おける契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　　引　　率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割　引　日　数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

⑶　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ　契約負荷設備の総容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。

⑷　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電力または臨時電力Ｉの申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

⑸　災害により被害を受けたお客さまの需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，15（業務用電力）⑸，16（業務用電力Ｉ）⑶，17（産業用電力）⑸，18（産業用電力Ｉ）⑶，19

（臨時電力）⑶，20（臨時電力Ⅰ）⑶，21（かんがい排水用電力）⑸，22（自家発補給電力）⑴ハおよび⑵ハ，23（自家発補給電力Ⅰ）⑴ハおよび⑵ハ，24（予備電力）⑶，附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）⑸，附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）⑸ならびに附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）⑸にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

⑹　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

８　工事費負担金の支払いに関する期日についての経過措置

特別高圧で電気の供給を受ける場合で，この離島約款実施の際現に当該供給に係る申込みを当社が承諾しており，かつ，お客さまが52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金を支払われていないときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴なお書にかかわらず，当社は，原則として，工事費負担金契約書に定める支払いに関する期日または2026年12月31日のいずれか遅い日までに工事費負担金をお客さまから申し受けます。

９　燃料費調整についての経過措置

契約種別ごとの契約電力が500キロワット未満のお客さま，15（業務用電力）⑷ハもしくは17（産業用電力）⑷ハによって決定されるお客さま，

または15（業務用電力）⑷ハもしくは17（産業用電力）⑷ハに準じて決定されるお客さまで，燃料費調整単価適用期間が2026年10月の検針日から2026年11月の検針日の前日までのお客さまについては，当該燃料費調整単価適用期間に対応する平均燃料価格算定期間は，別表３（燃料費調整）⑴ニ㈠にかかわらず，2026年６月１日から2026年８月31日までの期間といたします。

10　この離島約款の実施にともなう切替措置

2026年11月１日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

1　離　　島

この離島約款は，次の離島に適用いたします。

地　域	離　島
福岡県福岡市	小呂島
長崎県対馬市	対馬島，海栗島，泊島，赤島，沖ノ島，島山島
長崎県壱岐市	壱岐島，若宮島，原島，長島，大島
鹿児島県薩摩川内市	上甑島，中甑島，下甑島
鹿児島県鹿児島郡	竹島，硫黄島，黒島，口之島，中之島， 平島，諏訪之瀬島，悪石島，小宝島，宝島
鹿児島県西之表市	種子島(西之表市)，馬毛島
鹿児島県熊毛郡	種子島(中種子町，南種子町)，屋久島， 口永良部島
鹿児島県奄美市	奄美大島(奄美市)
鹿児島県大島郡	奄美大島（龍郷町，瀬戸内町，大和村，宇検村），喜界島，加計呂麻島，与路島，請島， 徳之島，沖永良部島，与論島

2　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインター

ネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

⑵　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう４月の検針日は，５月１日といたします。

⑶　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，予備電力の場合，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには，使用電力量は，再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（３パーセントといたします。）で修正したものといたします。

また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，そ

の端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ)　(ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ﾊ)の場合を除き，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ)　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう４月の検針日は，５月１日といたします。

３　燃 料 費 調 整

⑴　燃料費調整額の算定

イ　平 均 燃 料 価 格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0028

β＝0.1819

γ＝1.0863

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基 準 燃 料 価 格

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，46,100円といたします。

ハ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価＝

$$（基準燃料価格－平均燃料価格）\times\frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価＝

$$（平均燃料価格－基準燃料価格）\times\frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

ニ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から１月31日までの期間	その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から２月28日までの期間（閏年の場合は，２月29日までの期間）	その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ﾊ)の場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ｉおよび予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ホ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

⑵　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	９銭８厘
	特別高圧で供給を受ける場合	９銭６厘

⑶　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

４　市場価格調整

⑴　市場価格調整額の算定

イ　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。ただし，これによりがたい場合は，調整の基準となる市場価格等にもとづき，当社が決定した値といたします。

平均市場価格＝全日単価×δ１＋昼間単価×δ２

全日単価＝各平均市場価格算定期間のスポット市場価格の合計を，各平均市場価格算定期間における商品の数により除した１キロワット時当たりの単価

昼間単価＝各平均市場価格算定期間の毎日午前６時から午後６時までのスポット市場価格の合計を，各平均市場価格算定期間における毎日午前６時から午後６時までの商品の数により除した１キロワット時当たりの単価

δ１＝0.4627

δ２＝0.5373

なお，平均市場価格，全日単価および昼間単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　市場価格調整単価

市場価格調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ)　１キロワット時当たりの平均市場価格が８円22銭を下回る場合

市場価格調整単価＝

（８円22銭－平均市場価格）×(ｲ)の調整係数

(ロ)　１キロワット時当たりの平均市場価格が８円22銭を上回る場合

市場価格調整単価＝

（平均市場価格－８円22銭）×(ｲ)の調整係数

ハ　市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(ロ)および(ハ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年１月２１日から２月２０日までの期間	その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年２月２１日から３月２０日までの期間	その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
毎年３月２１日から４月２０日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年４月２１日から５月２０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年５月２１日から６月２０日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年６月２１日から７月２０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年７月２１日から８月２０日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年８月２１日から９月２０日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年９月２１日から１０月２０日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年１０月２１日から１１月２０日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年１１月２１日から１２月２０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年１２月２１日から翌年の１月20日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ﾊ)の場合を除き，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ニ　市場価格調整額

市場価格調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

⑵　調　整　係　数

調整係数は，平均市場価格が１円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	２８銭４厘
	特別高圧で供給を受ける場合	２７銭８厘

⑶　市場価格調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの全日単価および昼間単価ならびに⑴ロによって算定された市場価格調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

５　離島ユニバーサルサービス調整

⑴　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島基準燃料価格－離島平均燃料価格）\times\frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）\times\frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

(ハ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格）\times\frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ロ)および(ハ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から ３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の 検針日の前日までの期間
毎年２月１日から ４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の 検針日の前日までの期間
毎年３月１日から ５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の 検針日の前日までの期間
毎年４月１日から ６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の 検針日の前日までの期間
毎年５月１日から ７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間
毎年６月１日から ８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間
毎年７月１日から ９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間
毎年８月１日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の １月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から 11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検 針日の前日までの期間
毎年10月１日から 12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検 針日の前日までの期間
毎年11月１日から 翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検 針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２ 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は，翌年の ２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検 針日の前日までの期間

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ﾊ)の場合を除き，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ｉおよび予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるもの

といたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2)　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	３厘

(3)　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

６　休日および休日等

(1)　休　　日

土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日，12月31日

(2)　休　日　等

日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日，12月31日

7　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。

⑴　ΔまたはＹ結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×３

⑵　Ｖ結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×２×0.866

⑶　変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）

－電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）

＋電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）×２×0.866

8　契約電力の算定方法

高圧で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで，契約電力が500キロワット未満の場合または臨時電力Ｉのお客さまの契約電力は，次の⑴の値と⑵の値のうち，いずれか小さいものといたします。

⑴　契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。この場合，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また，動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な

装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量はロの係数を乗じないものといたします。

イ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

ただし，電灯または小型機器は，その全部を１台の契約負荷設備とみなします。

ロ　イによってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の14キロワットにつき	９０パーセント
次の30キロワットにつき	８０パーセント
次の100キロワットにつき	７０パーセント
次の150キロワットにつき	６０パーセント
次の200キロワットにつき	５０パーセント
500キロワットをこえる部分につき	３０パーセント

⑵　契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表７〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約

受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	８０パーセント
次の50キロワットにつき	７０パーセント
次の200キロワットにつき	６０パーセント
次の300キロワットにつき	５０パーセント
600キロワットをこえる部分につき	４０パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ　２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ　２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ　予備設備であることが明らかな変圧器

９　日割計算の基本算式

⑴　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，30（料金の算定）⑴ハまたはニに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ)　30（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　30（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，業務用電力Ａ，業務用電力Ａ－Ｉ，産業用電力Ａ，産業用電力Ａ－Ｉ，臨時電力，臨時電力Ｉおよびかんがい排水用電力のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，29（使用電力量等の計量）(8)により計量値を確認する場合は，その値によります。

ハ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ)　30（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　30（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，29（使用電力量等の計量）(8)により計量値を確認する場合は，その値によります。

(2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

⑶　28（料金の算定期間）⑵の場合は，⑴イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イにいう検針期間の日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，計量日といたします。

⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

10　蓄熱電力量協定基準

⑴　蓄熱電力量の協定

蓄熱電力量は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量をいい，使用用途に応じ，１月につき次のとおりといたします。

なお，その１月の使用電力量等から蓄熱電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱電力量を適正なものに変更していただきます。

イ　給　　湯

次により算定された値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

$$\text{蓄熱電力量}=\frac{(\text{沸上温度}-\text{給水温度})(℃)\times\text{沸上量}(L)\times 4.19(kJ/L\cdot℃)\times\text{使用日数}(\text{日}/\text{年})}{\dfrac{\text{給湯器加熱能力}(kW)}{\text{給湯器消費電力}(kW)}\times 3{,}600(kJ/kWh)\times\text{使用月数}}$$

なお，沸上量は，貯湯槽の総容量のうち夜間時間の蓄熱運転により沸き上げる容量をいい，お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ　給　湯　以　外

蓄熱式負荷設備の仕様，使用実態等にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑵　日 割 計 算 等

料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

11　調整期間および調整時間

⑴　調　整　期　間

毎年７月１日から９月30日までの期間といたします。ただし，次の日は調整期間から除きます。

土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，

８月13日，８月14日，８月15日，８月16日

⑵　調　整　時　間

調整期間の毎日午後１時から午後４時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，調整時間は，１時間を単位とし１時間

以上継続するものといたします。

12　適用対象機器類別

適用対象機器類別は，次のとおりといたします。ただし，この場合の機器の定格電圧は，200ボルト以上といたします。

電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，
スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，
電気湯沸器，その他加熱厨房機器

13　電化厨房電力量協定基準

電化厨房電力量は，お客さまの業種に応じ，１月につき次のとおりといたします。

なお，その１月の使用電力量等から電化厨房電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに電化厨房電力量を適正なものに変更していただきます。

⑴　電化厨房電力量

次により算定された値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

電化厨房機器の総容量（出力）×⑵に定める協定基準稼働時間

⑵　協定基準稼働時間

イ　お客さまの業種に応じ，次のとおりといたします。

業　　種	協定基準稼働時間	業　　種	協定基準稼働時間
飲 食 店	７０時間	スーパー	５５時間
病　　院	４０時間	保 育 所 社員食堂	２５時間
学校給食	１０時間	旅　　館 ホ テ ル	５０時間

ロ　イに定めのない業種の場合は，電化厨房機器の使用実態等にもとづき，お客さまと当社との協議によって，イに準じて定めます。